

精神障害の労災認定



厚
都
労

道
働

生
府
基

労
県
準

働
労
監

働
働
督

省
局
署

はじめに

近年、仕事によるストレス（業務による心理的負荷）が関係した精神障害についての労災請求が増え、その認定（発病した精神障害が業務上のものと認められるかの判断）を迅速に行うことが求められています。

厚生労働省では、これまで平成11年に定めた「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」に基づいて労災認定を行っていましたが、より迅速な判断ができるよう、また皆さまにも分かりやすい基準となるよう、平成23年12月に「**心理的負荷による精神障害の認定基準**」（以下「認定基準」といいます）を新たに定め、これに基づいて労災認定を行うことにしました。

このパンフレットは、認定基準の概要を説明し、精神障害（自殺）の労災認定の考え方についてまとめたものです。

目次

1	精神障害の発病についての考え方	1
2	精神障害の労災認定要件	2
3	①認定基準の対象となる精神障害かどうか	2
4	②業務による強い心理的負荷が認められるかどうか	3
5	業務による心理的負荷評価表（別表1）	5
6	③-1業務以外の心理的負荷による発病かどうか	10
7	③-2個体側要因による発病かどうか	10
8	「自殺」の取り扱いについて	11
9	「発病後の悪化」の取り扱いについて	11
10	「治ゆ（症状固定）」とは	11
11	精神障害の労災認定フローチャート	12
12	労災認定事例	13